

○山井委員 これから四十分間、質問をさせていただきます。

メーンは、今までに続き、要支援の百万人の高齢者が今までのサービスを受けられなくなる問題。二割負担になったり、プロのホームヘルパーさんが有償ボランティアに変えられたり、あるいはデイサービスの人員配置基準がカットされたり、そういうことについて質問させていただきたいんですが、その前に、大西議員と長妻議員から話がありました徳洲会の問題。

一つお聞きしたいんですが、田村大臣、ということは、徳洲会の関係者が五月十七日の赤坂の料亭の会食におられるということは、いつお知りになったんですか、行って初めて知ったんですか、行く前から御存じだったんですか。

○田村国務大臣 みんなで飲もうという話でございまして、同僚議員から誘いをいただきまして、行ったらおられたという話であります。

○山井委員 そこで、私の配付資料の二十五ページにも大臣規範というのがありますが、「関係業者との接触等」、関係業者との接触に当たっては、供給接待を受けること、職務に関連して贈り物や便宜供与を受ける等があって国民の疑惑を招くような行為をしてはならないということで、これはまさに、大西議員が予算委員会で取り上げておられた徳洲会の問題、その方々はその宴席におられたということで、これはまずいな、大臣規範違反に当たるなということで、席を立とうとはされなかったんですか。

○田村国務大臣 プライベートで飲みに行ったわけでありまして、そこにおられた。

代金に関しましては、徳洲会の方々がお支払いになられたという認識はございませんから、そのような認識はありません。

○山井委員 代金をどっちが払うかはそのときはわからなかったわけですし、そうしたら、確実に今回の件は徳洲会は払っておられないという事実は確認されたんですか。

○田村国務大臣 言っておりますとおり、同僚議員と一緒に、酒席で楽しもうということで行ったわけですよ。ですから、そもそも、その方々が支払われるなんというような認識はありませんよね。だから、それだけの話でございまして、なぜそれが大臣規範に違反するのかもよくわかりません。

ましてや、プライベートですから、大臣規範に書かれているような「職務」というような立場、大臣の立場で行っているつもりはございませんので、仲間とプライベートで行った会でございまして、大臣規範に違反するものではないというふうに認識いたしております。

○山井委員 厚生労働大臣にプライベートも、そういうのは関係ないわけで、厚生労働大臣が行っているわけですから、その宴席に。

ということは、これは徳洲会が払っていないという事実も、特に確認をされていないということでもありますね。

というのは、仲間とということですが、仲間というのは何人だったんですか。それで、誰だったんですか。例えば、参議院選挙の候補者であった園田修光さんも同席されていたんですか。

○田村国務大臣 プライベートな会合なので、わざわざ申し上げる必要はないというふうに思いますが、否定も肯定もいたしません。

○山井委員 ということは、徳洲会が全面支援していた候補者、園田修光さんが同席されていたことも否定はされないということですか。

○田村国務大臣 仲間内の会でございまして。否定も肯定もしますが、プライベートなことまで申し上げる必要はないというふうに認識をいたしております。

○山井委員 これも、大西さんもおっしゃるように、プライベートの話を超えているんです。これは今、きのう逮捕者も出てしまって、組織ぐるみの選挙で、これは公職選挙法違反ということになっているわけでありまして。

そうしたら、そのときに、園田修光さんがおられて、参議院選挙をよろしくということを行ったというような、そういう事実はありますか。(田村国務大臣「誰に対してですか」と呼ぶ) 徳洲会の幹部に対してです。

○田村国務大臣 ちょっと私もよくわからないんですが、さっきは、徳洲会の方が、要するに、私に何か頼むみたいな話で、今回は、園田さんが徳洲会に対して頼むという話をしたかどうか。

そもそも、誰がいたか申し上げていないので、そのような話をここですることもないと思いますけれども、私自身は、そこで、先ほど来出ているような、徳洲会の方々が、何だか要望があるようなことを新聞にも書いてありましたけれども、それを受けて、省内で何らかの対応をした、それにそぐうような圧力を私がかけたというような、そういうような報告はありません。確認しました。ありません。

あわせて、私がそこで、公職選挙法違反、つまり今般の捜査、やっていますよね、その捜査にかかわるようなことは一切ございませんので。ですから、なぜそれで私がこのように大臣規範にどうだとか選挙違反だとかというふうに言われるのか、ちょっと私は理解ができません。

○山井委員 大臣規範は、ここに書いてありますように、関係業者から接待を受けて、「国民の疑惑を招くような行為をしてはならない。」ということになっているんですよ。その中身がどうであったということよりも、そういう疑惑を招く関係業者の接待を受けること自体を、これは大臣規範では禁止されているわけなんです。

私も、長妻大臣のもと、政務官をしておりましたが、プライベートも職務も関係なく、こういう関係業者との関係というのは非常に厳格にしておりました。

だから、プライベートだからといって徳洲会の幹部と赤坂で宴会をするというようなことというのは、私は大臣規範に当たるおそれがあるんじゃないかと思えますし、その時点ではどっちがお金を払ったか、今もってどっちがお金を払ったかは明らかになっていないわけでありまして。

それと、先ほど、園田修光さんに連れられて、徳田議員のお姉さん、今回逮捕された方なのかもしれませんが、大臣室に来られたということですが、六月ということは参議院選挙前。園田修光さんというのは、そのときの徳洲会が全面支援していた候補者。その候補者と、公選法違反で逮捕された徳田さんのお姉さんかもしれない方が来られた。どんな話をされたんですか。

○田村国務大臣 先ほど申し上げた、ちょっと私も記憶違いで、園田さんだったようでありましてけれども。

要するに、同期の仲間ですから、東京に上がってくれば、それは、そのときに初めてだったかどうかとも記憶にありませんけれども、大臣室を見せてくれよというような話で来られることはあると思えます。私も、忙しいときは会えませんけれども、時間があいていけば、同僚議員ですから、では、ちょっと顔を出すよという話だったと思えます。

私の記憶ですから、そのときに、そのお姉さんだと思えますが、女性の方が、あらかじめアポが入っていたわけじゃなかったんだと思えますけれども、多分、徳田さんに、私は以前から、私の主治医というか、要は、近くで、コンタクトを買っている、眼科と併設しているところがありまして、その眼科で目をよく診てもらったというような話をしていたら、そこはうちの姉がというような話でございましたので、そういう話をしておったから、そういうふうについてこられたんだというふうに思います。まあ、大臣室を見たかどうかは別にいたしまして。

だから、ただ単にそれだけの話でございまして、それ以上でも以下でもないわけでございますから、そもそも、そんな怪しそうな話を大臣室なんかでするわけじゃないじゃないですか、よくお考えいただければ。

だから、ただ単に、大臣室を見てみたいというような話だったんじゃないのかなというふうに思いますが、ちょっとそこも私、よくよくは覚えていないので。ただ、そこでは、たわいもないような話をしてお帰りになられたというふうに思います。

○山井委員 ちょっと不思議なのは、七月に選挙があつて、六月というのは、全国比例の候補者というのは一番大変な、重要なときで、その候補者本人が、組織的な応援を受けている中心人物の一人、今回逮捕された方と一緒に来られたということは、そのとき、選挙よろしくとか、選挙の話題は出たんですか。

○田村国務大臣 誰に何をよろしくなのかがよくわからないですね。

もともと同僚議員で、私も、園田氏の決起大会には行っているわけでありまして。

ただ、国会議員ですから、それは私も自民党の比例区の候補者をいっぱい抱えていますよ。それは山井さんも一緒ですよ。だから、事立てて一人だけに全て力を入れるなんということではできませんが、しかし、全国比例の

方であれば、当然のごとく、選挙区において、私は、満遍なく自民党の比例候補をやはり応援しなきゃいけない、そういう意識は持っています。

そこをお願いだとかお願いじゃないなんて、そんなレベルの話じゃない話であって、ですから、そんなこともわざわざ言うのか言わないのかもよくわかりませんが、ただ単に、来られたので、仲のいい、昔同期だった男が来たので、そこで、短時間ではあったと思いますけれども、ちょっとした世間話をして、写真を撮ったかどうか、ちょっと記憶にないんですけども、帰られたというふうに思います。

○山井委員 このことは、また、引き続き質問をさせていただきたいと思います。

それでは、難病と小児がんの慢性疾患の負担増のことに少し触れたいんですが、ということは、先ほど、今回のこのプログラム法に入っている難病と小児がん、小児慢性疾患の自己負担見直しで、自己負担がふえる人が多いのか、減る人が多いのかはわからないという恐るべき答弁があつて、私もびっくりしました。そんな肝心なこともわからないのに法案を出しているのかということでもあります。

それでは、ほかの聞き方をしますが、小児がんや小児慢性疾患、難病の方々が自己負担がふえる方は、十万人以下ですか、五十万人以下ですか。それぐらいは言えるでしょう。

○田村国務大臣 検討をいただいている最中でございますので、大臣が、まだ決まっていないことを私の推測で物を申して、それに対して何らかの影響を与えるとすれば、それは大変失礼なことでございますので、私からは、今現状でそのようなことは申し上げられません。

○山井委員 五十万人以上になるかどうかともわからない、そんなことでよく本当にこういう法案審議を頼むということになると、私はもうびっくりしますね。

A L Sの方は、今回、最高四万四千四百円、年間五十三万円アップする。また、小児がんの、一番御苦労されている方々も、月に二万二千二百円上がるおそれがある。このままみんな生きていけるのだろうか、生活はどうするのだろうか、そういう本当に深刻な悩みをされているのに、その人たちが、何万人、何十万人自己負担増になるかわからない。それで採決してくれと言われても、私たちは人の命を預かっているんですから。それによって、当然対応も変わってくるわけです。

だから、何十万人、自己負担が幾らアップするかわからない、そんないいかげんな法案というのは、私はあり得ないと思います。

人の命がかかっているにもかかわらず、このプログラム法案の中には、その医療費の自己負担を変えるという内容が入っているわけです。その内容が入っている法案を出すと、これは入っているわけですよ。そうしたら、どんな内容かというのを、私たちじゃなくて、患者さんや国民が知りたいのは当たり前じゃないですか。

それでは、もう一つ、介護に移ります。

先ほどの答弁もびっくりしました。このメニューに入っていないことによって削減をすると、プラスマイナス二・六兆、二・八兆の充実と関係ない。

そうしたら、田村大臣、今回のメニューに含まれている以外の項目で、このメニューは二十二ページにございますが、介護報酬をどんと下げて費用が減少した、それについては、この二・八兆なりのここに含まれないということになるんですか。先ほどの財務省の答弁はそういう答弁でしたが、いかがですか。

○田村国務大臣 まず、冒頭の難病のお話ですが、法案で採決してくださいとは言っておりません。それは来年出します。(山井委員「プログラム法に入っています」と呼ぶ)

プログラム法は、どのような日程でやるかというようなことが書いてあるだけであって、中身はこれから変わるんです、法案提出までに。それは、まだ決めていないんです。検討会で議論をいただいているんです。だから、にもかかわらずプログラム法をやるなんてどういうことだと、私、さっぱり意味がわからない。それは、そこでしっかりやりましょうよ。まず、全然話が違うので、そこはよくよく御理解をいただきたいというふうに思います。

その上で、介護の話でありますけれども、これは制度的に、まあ、いろいろと書いてあります。制度的に改正をする中において、介護報酬全体が、下がると私は言いませんよ。それはこれから見直す、再来年度の話でありますから、まだ、下げるとも上げるともということは言うつもりはありませんが、仮に制度的に何らかの重点化、効率

化をやる、ここに書いてある中において。では、それで介護報酬が下がるということになれば、その部分は当然のごとく充実化に回せる。(山井委員「だから、メニュー以外という質問をしているんですよ」と呼ぶ)

メニューはここにいろいろ書いてありますし、「など」とも書いてありますから、必ずここに書いてあるものじゃないという話ではないとは思いますが、その周辺部分というのはありますから。

だから、一般的に、制度を変えて、それで重点化、効率化をした結果、診療報酬が下がるなどというようなことが起これば、その部分は充実化分に回せるということ为先ほど申し上げたということでもあります。(山井委員「メニュー以外はと聞いているんですよ」と呼ぶ) では、メニューというのはどのメニューですか。

○山井委員 田村大臣、メニュー以外はと聞いているのに、あえてそれに答えずに、メニュー内の話を答弁して時間を稼ぐのはやめてください。要は、答えられないということは、メニュー外のカットをしたら、この充実分が事実上減ってしまうということをお認めになられたような話ですね。

それで、今回、一ページ目にありますように、十年後に千七百億円、要支援をカットされるということでもあります。これによって、今ホームヘルプやデイサービスを受けておられる百万人の要支援の高齢者の方々は、今のサービスを受け続けられるかどうか、本当に、非常に不安に思っておられます。

それで、今回、私が指摘をしたことによって、あすの介護保険部会では、この配付資料にありますように、六ページ目、「既存の訪問介護事業所による身体介護等」のところに生活支援という言葉が入ることになるようです、あした正式に。

ところが、これは、文字だけ変えても実態を変えられないと意味がないので、田村大臣にお聞きします。

入れる以上は、訪問介護事業所は、今までのような生活支援のホームヘルプを、地域支援事業になってからも今までどおり続けていけるということでしょうか。

○田村国務大臣 山井委員の言いぶりは、よく私も注意してお答えしないと、後でそうならなかったじゃないかといってお叱りをいただきますので、事細かく申し上げます。

要は、今まで予防給付だった、その中で生活支援を実施している事業者がいる、それが地域支援事業になったときに、その形態のまま継続ができるかという話は、それはできます。

ただし、今までどおりというのが、事業主ですから、それは、事業がうまくいくときも、悪くいくときも、いろいろなことがあります。運営者自体が変われば、経営がうまくやれない人も、下手な人もいますよ。だから、全く同じかといえば、それはそのときそのときによって違うわけにありますから、どうなるかわかりませんが、同じ事業をそのまま新しく地域支援事業としてやることは可能であります。

○山井委員 でも、それは本当にそんなことを言えるんですか。ここの資料にありますように、単価も下げてよくするんでしょう。それで人員配置基準も下げてよくするんでしょう。

例えば、これは九ページにありますように、赤線で描いてありますけれども、「サービスの内容に応じた市町村による単価設定を可能とする。」単価が下がったら、事実上できなくなるんじゃないんですか。また、「内容に応じた利用料を市町村が設定する。」そうすると、自己負担二割、三割、四割になる可能性もある。そうすると、今までどおりのサービスができなくなるんじゃないんですか。

○田村国務大臣 要は、必要なサービスを受けられるかどうかですからね、それは。人員配置基準を変えなくても、それはやろうと思えばやれますよ。ただし、それに依って単価が下がれば、そこはうまくやっていたかきかないという話になるかもわかりません。

だけれども、要は必要なサービスをちゃんと提供できるかですから、必要なサービスであるならば、多様なサービスでございまして、いろいろなサービスが出てくると思います、そういうサービスが対応されるということもあろうと思っておりますし、専門性の高いそのようなサービスが必要であれば、そのようなサービスが提供されるんだというふうに思いますから、あくまでも利用される方々の立場に立って、必要なサービスをケアマネジメントでちゃんとそこは判断して、そして提供をするという話であらうと思っております。

○山井委員 田村大臣の言っていることは、私はそれは違うと思うんですね。

今回、今までどおりのサービスを提供するんだったら、予防給付から外す必要はないわけですよ、それは変えるために外していくわけですから。それが証拠に、一千七百億円も削るわけですよ。削っていないんだったら、

削らないというんだったら、それは今までどおりといえば市町村もできるかもしれないけれども、一方では千七百億円も削ってしまうわけです。

さらに、あした介護保険部会で議論されることを漏れ聞きますと、この資料にありますように、この配付資料の中の五ページを見ていただけますか。あした提案されるのは、今の田村大臣がおっしゃることとは全く趣旨が違って、ガイドラインというものの案を提示する。どんなガイドラインか。

効率的にサービスを行い、総費用額の伸びを低減させることを目標とすることを国のガイドラインに記載する。必要に応じてとか言っている割に、とにかくコストを下げろと。そして、おまけに、その下、下線を引いてあるように、「その費用について明記することになるが、その結果を三年毎に検証することを新たに介護保険法に法定化する」。それで、このグラフにあるように、しっかりと費用が下がっていていることを確認しなさいというんですよね。

同時に、単価は下げてもいいですよ、自己負担は上げてもいいですよということになれば、これは今までのサービスを維持できないんじゃないですか。

田村大臣、財源を切っておいて今までのサービスを維持しますと言っても、それは市町村はもたないですよ。いかがですか。

○田村国務大臣 ですから、必要なサービスを提供できるような、そのような新しい基準というものはあると思います。そしてまた、一方で、専門的にそのサービスが必要だというようなものは、そのような基準であるんだと思います。

全ての方が今のサービスでいいかどうかということも含めて、これは必要な方に、つまり、画一的な、一元的な、介護保険のメニューに書いてあるサービスしか今まではなかなか受けづらかったというものを、いろいろな地域の、それこそ努力や知恵や、また人と人とのつながり、コミュニティーでありますとかNPOでありますとか、ボランティアも含めて、いろいろな方々がそこに参画する中において、質は落とさずに、いや、もっと言うと、その人の必要なニーズに応えたようなサービスを効率的に提供する、そういうことを目指していこうということでございます。

ここで、質を落とし、必要なサービスが受けられないようにしようなんて書いていないわけでありますから、そこは、考え方として決して間違ったことを言っているわけではありません。

ただ、必要なサービスが受けられないということになれば問題でありますから、そうならないように、細心の注意を払って、今いろいろな御議論をいただいておりますということでもあります。

○山井委員 繰り返しになりますけれども、千七百億円カットして、削減の数値目標までつくれと市町村に言っておいて、さらに、二割負担、三割負担にするのは自由ですよ、単価を下げることも自由ですよ、そうしておいて、質を維持すると言っても、全く説得力はないわけです。

それで、この配付資料にもございますように、ここですね、田村大臣の答弁はいつも、この八ページにありますように、「必要に応じて」なんです。ところが、この必要に応じてというのが、残念ながら、全く信用できないんです。

なぜならば、私、数年前の介護保険法改正のときにも、この場において、介護保険法改正で今受けておられるサービスは提供できるのかと、厚生労働大臣が訪問された、具体的な、週三回、ホームヘルプを受けておられる方のケースを取り上げて質問したら、必要なサービスは受けられますと言って、ああ、受けられるんだなと思ったら、二年後、検証したら、一日半に半減していた。半減して、おかしいじゃないですか、国会答弁と違うじゃないですかと言ったら、いや、必要なサービスは一・五回なんですと。

つまり、ですから、必要なサービス、必要なサービスというのは、結局、今のサービスは切られるかもしれない、そういう口実になってしまうんですね。

だから、田村大臣、ほかの聞き方をしましょう。今、高齢者が、要支援二の方がサービスを受けておられる、そのサービスを今までどおり、同じサービスを受けられる可能性は、今の制度のままであるのと地域支援事業に変わるのとで、変わるんですか、変わらないんですか。

○田村国務大臣 基本的には変わらないと思いますが、必要でないサービスを受けている方々は、変わる可能性

はあります。

つまり、画一的なサービスの中で、本来は必要でもないのに、割高なサービスを受けざるを得ないという方々もおられると思います。そういう方々は、必要に応じたサービスが提供されてこれれば、そちらの方に移るということは、理論上はあろうというふうに思います。

具体的にどういうものかというものは、整理してみなければ、ここでは申し上げられませんけれども、理屈上はそうだと思います。

要は、その方が必要なサービスをちゃんと受けるかどうか。今、山井委員は個別のお話をされました。私は、その方がどういう状況であったのかよくわからないから、ここではちょっと、これはコメントを差し控えます。

一般的には、状況がよくなれば、その分は、改善した部分として、サービスが減るという部分はあろうというふうに思いますが、その方がそうであったかどうかは、私は今ここでは判断できませんので、コメントを差し控えます。

要は、必要なサービスを受けられるということが大事でございますので、それが、その言葉をもってして、本来必要なのに、必要じゃないとやってサービスを切られたとすれば、それ自体が問題でありますから、そういうことが起こらないように正していかなければならぬというふうに思います。

○山井委員 逆に言えば、今まで受けていたサービスは不必要でした、多過ぎました、あなたはプロのホームヘルパーじゃなくてボランティアで十分ですというふうに言われてしまったら、これはもう仕方がないということですか。

今までプロのホームヘルプを受けていた要支援の高齢者が、あなたはボランティアにこれから生活援助を変えてくださいと言われたときに、私は今のプロのホームヘルパーさんがいいんです、同じ人の、資格を持った人のホームヘルプを受けたいんですと、きのう参考人で来られた渡邊さんもそうおっしゃっていました。そう言った場合でも、ケアマネジャーが判断したら、今と同じサービスは無理になってしまうということですか。

○田村国務大臣 ですから、専門性の高いヘルパーさんに面倒を見ていただかなければならないような要支援者の方々、生活支援をしていただかなければならないというような要支援者の方は、それは当然のごとくそのまま受けられるという話でございます。

○山井委員 だから、田村大臣、それが誰なのかわからないんですよ。

では、今のサービスが必要だと地域支援事業になってからも認定されるのは、今サービスを受けている百万人のうち、八十万人ぐらいなんですか、二十万人ぐらいなんですか、五十万人ぐらいなんですか。目安でいいから言ってください。

○田村国務大臣 人数は言えませんが、基本的に、必要な方は全てそれは受けられるという話であります。

○山井委員 わかりません、私には。基本的な必要な方は、田村大臣の想定では、今の百万人のうちの八十万人ぐらいのことをおっしゃっているのか、二十万人ぐらいのことをおっしゃっているのか、それによって全く意味が違いますから。

どっちに近いですか。

○田村国務大臣 私は要介護認定をする資格者でもないので、お一人お一人当たってそれがどうだとは言えませんが、専門家の方々、その要介護認定に参加される方々が必要だと言って、その中でケアマネジャーがちゃんとケアマネジメントをしてサービスを決めていく。もちろん本人とも相談しながらでありますけれども、決めていくわけでありますから、必要な方は全て受けられると先ほどから申しております。

○山井委員 田村大臣の前提がおかしくて、今は必要だから受けておられるんですよ。今、要介護認定を受けて、要支援一、二で、ケアマネの判定を受けて今のサービスを受けておられるわけですから。

そういう意味では、田村大臣が八割とも二割ともおっしゃらなかったわけですから、もしかしたら必要な人は今の二割ぐらいになっちゃうのかもしれない、そういう心配も否定はされないわけですから。いや、いいです、否定されなかったわけですから。

例えば、この同じ八ページ。新規の人、今までから利用していた人に比べて、あしたの介護保険部会で提案されるのは、またちょっと書き方が違っているんですね。

あした提案されるのは、新規の人は、「新しくサービスを受ける者については多様なサービスの利用を促進」。今までのサービスを保障すると書いていないんですね。新規の人は多様なサービス、つまり、有償ボランティアやNPOやそういうサービスを促進するともう書いてあるわけです。なぜか括弧して、必要に応じて既存のサービス相当のサービスを利用できるようにする。この括弧の意味が全くわからないわけです。

田村大臣、そうしたら、きのうの参考人質疑でも渡邊参考人から話がありましたが、プロのホームヘルパーのサービスを受けたいという声は強いんです、やはり。

きのうの参考人の方は、有償ボランティアの方に掃除に来てもらって、その有償ボランティアの方が勝手にフローリングにワックスを塗られたせいで、右半身麻痺なのに、転んでしまって骨折までされてしまったんですよ。やはりそういうホームヘルパー二級などの資格を持たない無資格の方の生活援助は、一歩間違えると命取りになるから、プロのホームヘルパーさんにしてほしいということを渡邊参考人も昨日おっしゃっておられました。

それで、きょうの配付資料にもありますように、今までのプロのホームヘルパーさんの場合は、十七ページにありますように、百三十時間研修を受けておられるんです。田村大臣、多様なサービスとおっしゃいますが、有償ボランティアさんとかに生活援助を今後任される場合、その方は百三十時間のこういう研修をちゃんと受けておられる方なんですか。無資格でもいいんですか、田村大臣。

○田村国務大臣 なかなか、言うとおりにしても理解をいただけないものでありますから、山井委員にこの間言われましたとおり、「要支援者に対する訪問介護・通所介護の多様化（イメージ）」というところには、ちゃんと「訪問型サービス」のところで「生活援助の訪問介護」という言葉を入れさせていただいておりますので、ここはまず御評価をいただきたいというふうに思います。

今のところも、「市町村の新しい総合事業実施に向けたスケジュールについて（イメージ）」、ここも、先般の委員会でこのような書き方ではだめだということで、これは、上の、事業移行後も継続してサービスを受けられる方々、つまり既にサービスを受けている方と同じ書きっぷりで、「必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とする」ということも書いてあるわけでありまして。

これは委員の御要望どおり書いておりますので、そこは御評価いただかないと、何をやっても全く評価していただけないという話になりますと、我々も努力したかいがございませんので、そこは評価をいただきたいというふうに思います。

その上で、一定の研修といいますか、そのようなものはやろうというふうな、今、我々の考え方でございます。○山井委員 一定というか、先ほど述べたような介護事故を起こさないためには、やはり今までどおり百三十時間ぐらいの研修というのは必要だと思いますよ。要支援の方も、約半数は軽い認知症ですからね、結果でわかっているように。

何時間ぐらいするんですか。言っては悪いですが、無資格のホームヘルパーさんが生活援助をできるようにするということですか、今回の改正で。

○田村国務大臣 必要だったら、今までどおり、資格者がちゃんと対応していただくという話です。

それは、それぞれの状態によって違うわけですよ。状態像がそれぞれあるわけなので、それにに応じて、一定の研修を受けていただいて、そして対応いただくわけでもございまして、それは当然のごとく、それぞれ要支援者も状態によって違うわけでありまして、だから必要な場合という話になるわけであって、全員が全員、全て有資格者ということは想定はいたしておりません。

○山井委員 ここに、予防訪問介護所の概要というものが、配付しておりませんが、あります。つまり、今までは、要支援の方、六十万人、デイサービスを入れると合計百万人は、プロの職員のデイサービスやホームヘルプを受けられたんです。

田村大臣、何でそれを無資格の人がサービス提供できるようにするんですか。それで質が上がるんですか、本当に。介護事故は起こらないんですか。それは全て、残念ながら、最初に見せたように、千七百億円削るからでしょう。削るから、単価を下げたらプロのホームヘルパーさんは集まらない、ボランティアさんになっちゃう、そういうことになるじゃないですか。

消費税を上げて、なぜ、プロのホームヘルパーさんのサービスを受けていたのが、無資格のホームヘルパーさ

んという言葉が悪いですけれども、何で無資格の人にさせるようにするんですか。

国民の思いは、消費税がアップするんだから、少なくとも今までのサービスは維持されるのかなと思っていたら、消費税が導入されたら、回数が減るかもしれない、今まで来てくれていたホームヘルパーさんは来ないかもしれない、一割負担が二割か三割かになるかもしれない。

おまけに、介護保険の事業所からしても、では、単価は下げられるかもしれない、二割負担になるかもしれない、今まで、必要ということでプロの介護職員に受けていた人も、これから急に、あなたはプロでなくていいと言われる可能性がある、そんなことだったら、介護事業所もやっていけませんよ。

何で、プロじゃない職員さんにデイサービスやホームヘルプができるようにするんですか。

○田村国務大臣 まず、安全面という意味では、しっかりと、事故等々が起こらないような、研修で教育はしなければならないと思っております。

その上で、なぜこれをやるんだと。切るという話ですけれども、まだ、一千七百億か、言われていますけれども、そんなに切ると決まったわけじゃありませんから、それはこれからの議論の中でいろいろ検討があると思います。

そもそも、今、要支援の方々百万人と言われますが、まだまだふえていきますね、御承知のとおり。団塊の世代が、これから、前期から後期へと入っていく中で、どんどんふえてこられます。そして、一方で、要介護者もふえていきます。

二〇二五年だけを見ても、百万人以上の介護職員が足りないんですよ。今のままでいったら、本当に回りませんよ。介護保険の方も回らない。だから、多様な方々に力をかりていくしかないんです。物理的に無理なんです。養成できますか、介護職員をそんなにつくれますか。つくれないんですよ。これからどんどん若者は減っていくんですよ。

ですから、そんな中において、何とかこの介護の大きな課題を我々は解決していかなきゃならないんです。そのために、いろいろな知恵を出しながら、必要な方には、もちろん、資格を持った方々のサービスというものを対応しなきゃならぬと思います。しかし、有資格者でなくてもいい方々もおられるわけですから、そういう方々にはそのような対応をしていかざるを得ない。

もう今からその準備をしていかないと、間に合わなくなるんです。そこは御理解ください。

○山井委員 大臣の言っていることは、論理的ではないと思いますよ。

もし人が足りないということだったら、千七百億円下げるという話ありきでなくていいじゃないですか。お金を削る必要ないじゃないですか。さらに、既に、五、六%の伸びを三、四%に削るということを提案しているじゃないですか、そちらから。

さらに、私、びっくりしたのは、あしたの検討会では、何と、伸びを抑制することだけではなくて、今回のこの資料の中にありますが、認定率を下げる、そういう提案もされるんですね、今回。

二ページ、このグラフの中に、「認定率の伸びの抑制」「支援を必要とする高齢者が認定を受けなくても地域で暮らせる社会を実現」、それによって保険料、公費を抑制。つまり、認定を受けないようにしてください、介護保険を使わないようにしてくださいと。こんなことをしたら、今、百万人の介護離職がもっとふえますよ。共倒れもふえますよ。

きのうも渡邊参考人がおっしゃっていたように、使えるサービスが使えなくなったら、逆に、重度化して、介護保険の財政はもっと悪化しますよ。

田村大臣にお聞きしたいんですけども、こういう安易なカットをすれば、結果的に、要介護度が悪化して、介護保険財政はもっと苦しくなると思いますが、いかがですか。こんな安直なやり方で、千七百億円、本当に削れると考えているんですか。

○田村国務大臣 そもそも、要支援者がふえなければ、それにこしたことはないので、いろいろな介護予防の事業もやりながらそれは対応していくという話でありまして、要支援になられた方々には、適切な、必要なサービスがちゃんと提供できるような体制の整備を進めるために、我が省も各自治体と協力して努力をしまいたい。

しかし、要支援にならなかつたら、それにこしたことはないわけですから、元気で、地域でそれぞれ、逆に、要



支援や要介護の方々を支援する立場で、高齢者の中でもそういう方々が御活躍する、そういう社会ができ上がっていくこと自体を否定すべきものではないと私は思っております。

○山井委員 時間が来ましたので、最後に一言だけ発言して終わらせていただきたいと思います。十九ページにありますように、私、このたび質問主意書を出しました。

この質問主意書で、「いま要支援のサービスを利用している高齢者は、要介護認定で同じ要支援と認定されている限り、新総合事業への移行後も、いま利用しているサービスを継続して利用する権利を有しますか。」

今と同じサービスを利用できますかという一番根本的な質問への回答、見てください。「介護保険制度の見直しに関しては、」「介護保険部会において議論を行っているところであるため、お尋ねの事項についてお答えすることはできない。」

今サービスを利用している人が、今後もサービスを利用できるかどうかというのは、答えることができない。にもかかわらず、介護保険の要支援の見直しがこのプログラム法に入っているわけですね。

そんな肝心なこともわからない状況では、全く、採決というのにはほど遠いということを申し添えて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。